

○本別町特定不妊治療費助成金交付要綱

平成28年3月29日

要綱第4号

本別町特定不妊治療費助成金交付要綱（平成16年要綱第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、特定不妊治療を受けた町民の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年規則第7号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（交付対象者）

第2条 この助成金は、本別町内に1年以上住所を有し、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年9月7日付け子ども第1197号。以下「実施要綱」という。）第3及び第4に定める体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」）以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断され、実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦に交付するものとする。

（助成対象経費）

第3条 この助成金は、1回の特定不妊治療に要した経費を対象とする。

（助成金交付額の算定方法）

第4条 この助成金は、特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療費助成事業により助成を受けた金額を控除した額に対して、1回の治療につき15万円（ただし、実施要綱第5に定めるC及びFの治療については、7万5千円までとし、当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を限度とする。ただし、特定不妊治療に要した費用から、北海道特定不妊治療費助成事業により助成を受けた金額を控除した額が、当該助成金の額に満たない場合はその額とする。

2 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。（ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。）

3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、第1項のほか1回の治療につき15万円を限度に助成する。（ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合を除く。）

4 特定不妊治療費助成事業による助成を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合にあつては、第2項の通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）ま

で助成する。

- 5 前項における助成金交付額は、特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、実施要綱第5に定めるC及びFの治療については、7万5千円）までとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第6条の規定にかかわらず、本別町特定不妊治療費助成金交付申請書（実績報告書）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、同一年度内において、2回目以降の助成を受けようとする者は、前回の申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができる。

- (1) 実施要綱第6に規定する書類の写し
 - (2) 実施要綱第7の2に規定する指令文の写し
 - (3) 前条の男性不妊治療費の助成のうち、実施要綱第4に規定する北海道知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）の医師の指示等により、指定医療機関以外の医療機関において、前条第4項に規定する男性不妊治療を行ったときは、当該治療が特定不妊治療の過程の一環として実施されたものと判断できる書類（「指定医療機関等証明書」）（様式第2号）を提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、実施要綱第7の規定に基づき、北海道十勝総合振興局長が助成を決定した日から起算して3カ月以内に行うものとする。
 - 3 申請年度の扱いは北海道と同年度とし、助成については申請のあった日の属する年度の予算とする。

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、助成金の交付を決定したときは、本別町特定不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（資格の喪失）

第7条 助成対象者が次に掲げる各号の一に該当するときは、助成金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 申請日において本別町内に住所を有しなくなったとき
- (2) その他町長が適当でないと認めたとき

（助成金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（実施上の留意事項）

第9条 本事業の実施にあたっては、申請者の個人情報の保護について十分留意しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。